

# 飛驒法人会だより

No.190  
2012

平成24年8月20日 第190号

発行所 高山市花里町3 (社)飛驒法人会 発行人 岡田賛三/編集人 鍋島道雄

ホームページ <http://www.hida-hojinkai.jp> TEL 0577-34-2201

メールアドレス [info@hida-hojinkai.jp](mailto:info@hida-hojinkai.jp)

FAX 0577-33-1093

夏

## 目次



- 新署長さんのご紹介……高山税務署長 藤原 茂由……………2
- 高山税務署 定期人事異動……………3
- 税務署からのお知らせ……………4～9
  - 復興特別法人税の創設に伴う申告書の提出について
  - 復興特別所得税の源泉徴収のあらまし
  - 源泉所得税の改正のあらまし
  - ダイレクト納付を利用してみませんか
- 第57回 通常総会開催……………10～12
- 第28回 岐阜県法人会連合会通常総会開催……………13
- 休憩室……朝日町・高根町から見る「高山市の地域産業資源」乗鞍岳・御嶽山……………14～15
- 事業所訪問………第三セクター (株)ねっとかわい……………16～17
- とんなんしいべい(支部短編ニュース)……………18～19
- 青年部会だより……………20
- 女性部会だより……………21
- 読者の窓……………22～23
- 事務局だより・編集後記……………24



— ダナ高原のそば畑(荘川町黒谷) — 撮影：小鳥 勝平

## 高山税務署 新署長さんのご紹介



高山税務署長 ふじわら しげよし  
藤原 茂由

署長さんは、昭和33年のお生まれで、53歳です。

ご出身は、国の天然記念物である薄墨桜・根尾谷断層・菊花石で有名な岐阜県本巣市根尾(旧：根尾村)ですが、現在は岐阜県瑞穂市に自宅があるそうです。高山へは、新婚24年の奥さん(本人弁)と離れ、単身赴任されました。

昭和56年の名古屋中村税務署を振り出しに、平成5年から12年間は国税庁に出向し、平成17年に岐阜南税務署の副署長として名古屋国税局に戻られ、その後、納税管理官、税理士監理官、国税庁名古屋派遣監督評価官を歴任され、この度、高山税務署長に着任されました。

飛驒地方の印象としては、名所・旧跡が多いことに加え、北アルプスを中心とした自然もきれいで、こんなすばらしいところに赴任できて幸せを感じており、できるだけ多くの文化・自然に直接接したいとのことでした。

趣味としては、数年前から奥さんと山歩きを楽しんでおられ、早く穂高岳や乗鞍岳に行きたいとおっしゃっていました。

着任に当たっては、「納税者の方々の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という国税庁の使命を踏まえ、適正・公平な税務行政を推進したいとお話しになっていました。

社団法人 飛驒法人会だより

高山税務署 定期人事異動

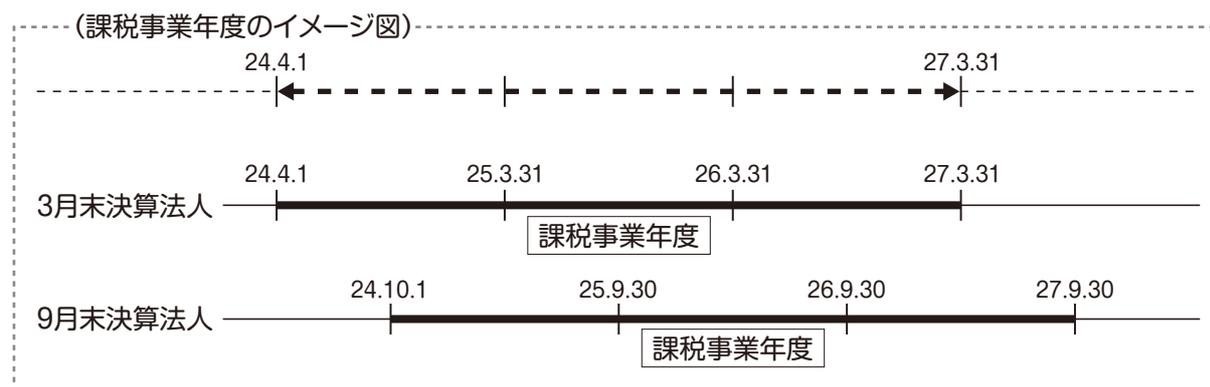
転 出 等			転 入		
部 門 ・ 役 職	氏 名	新 任 地 及 び 役 職	部 門 ・ 役 職	氏 名	前 任 地 及 び 役 職
署 長	山下 俊彦	局・課税第二部 法人課税課長(兼) 法人源泉処理室長	署 長	藤原 茂由	国税庁 名古屋派遣監督評価官
<b>法 人 課 税 部 門 職 員</b>					
法人課税第一部門上席調査官	野中 森鹿 千 種	法人課税部門上席調査官	法人課税第一部門上席調査官	中 荒 江 勤 関	法人課税第一部門上席調査官
法人課税第一部門調査官	服部 克治	名古屋中 法人課税部門調査官	法人課税第二部門統括官	太田 好則	局・調査部 調査審理課調査官
法人課税第二部門統括官	永田 秀徳	中 川 法人課税第二部門統括官	法人課税第二部門上席調査官	利部 建太	一 宮 法人課税第四部門上席調査官
法人課税第二部門上席調査官	永井 滋基	三 鳥 法人課税部門上席調査官	法人課税第二部門	尾崎 和也	浜松西 法人課税第五部門
法人課税第二部門	原 彰良	局・総務部 厚生課厚生係主任			
法人課税第二部門	秋元 翔平	昭 和 法人課税部門調査官			
<b>そ の 他 の 部 門 の 職 員</b>					
総務課総務係長	新家 哲也	中 川 総務課総務係長	総務課総務係長	西田 忠芳	小 牧 個人課税第二部門調査官
管理運営部門総括上席徴収官	長 田 孝	刈 谷 管理運営部門上席徴収官	総務課会計係長	吉田 裕之	刈 谷 法人課税第二部門調査官
管理運営部門上席徴収官	長谷川 英司	名古屋東 管理運営・徴収部門上席徴収官	管理運営部門総括上席徴収官	深見 安由	千 種 管理運営第三部門上席徴収官
管理運営・徴収部門上席徴収官	長 森 隆二	名古屋西 徴収部門上席徴収官	管理運営部門徴収官	安永 卓人	津 徴収部門徴収官
管理運営・徴収部門上席徴収官	田中 昌志	中 津 川 管理運営部門上席徴収官	管理運営・徴収部門徴収官	松村 行道	新 城 管理運営・徴収部門徴収官
管理運営・徴収部門	五十嵐 裕一	大 垣 管 理 運 営 部 門	管理運営・徴収部門徴収官	前田 航	大 垣 個人課税第二部門調査官
個人課税第一部門統括官	西川 裕治	名古屋中 個人課税部門審理専門官	管理運営・徴収部門	蒔田 謙	静 岡 徴 収 第 一 部 門
個人課税第一部門調査官	田崎 圭輔	一 宮 個人課税部門調査官	個人課税第一部門統括官	森岡 伸一	四 日 市 管理運営第二部門統括官
個人課税第一部門調査官	大矢 英人	名古屋東 個人課税部門特官付調査官	個人課税第一部門上席調査官	中島 裕介	岐 阜 北 個人課税第一部門上席調査官
個人課税第一部門	石倉 敏美	刈 谷 個人課税部門調査官	個人課税第一部門上席調査官	鈴木 雅詞	名古屋西 個人課税第一部門上席調査官
個人課税第二部門調査官	吉原 明宏	名古屋中 個人課税部門調査官	個人課税第一部門上席調査官	都竹 義司	名古屋北 個人課税第三部門上席調査官
個人課税第二部門調査官	中西 栄詞	局・査察部 査察総括第一課査察官	個人課税第一部門調査官	横井 友志郎	一 宮 個人課税第二部門調査官
個人課税第二部門	富川 智恵	局・査察部 査 察 管 理 課	個人課税第二部門調査官	北川 英幸	浜 松 西 個人課税第二部門調査官
資産課税部門統括官	松田 淳一	局・課税第一部 資産課税課連絡調整官	個人課税第二部門	山本 翔太	中 川 個人課税第三部門
資産課税部門	中積 佳宏	豊 橋 資 産 課 税 部 門	個人課税第二部門	平山 順紀	熱 田 個人課税第五部門
			個人課税第二部門	村越 重衣	刈 谷 個人課税第二部門
			資産課税部門統括官	川口 祐司	局・課税第一部 資産課税課総務係長
			資産課税部門	工藤 亮一	小 牧 資 産 課 税 第 三 部 門

(注) 高山税務署内での異動は掲載しておりません。

**復興特別法人税の創設に伴い、原則として、平成24年4月1日から3年以内に開始する事業年度について、課税標準法人税額がある場合には、復興特別法人税申告書を提出する必要があります。**

◎ 平成23年12月2日に公布された「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」において復興特別法人税制度が創設されました。

これに伴い、法人は原則として、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの期間内に最初に開始する事業年度開始の日から同日以後3年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度（課税事業年度）について、各課税事業年度終了の日の翌日から2月以内に、税務署長に対し、復興特別法人税申告書を提出しなければなりません。



※ 平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に設立した法人や、同期間に事業年度を変更した法人等につきましては、特例があります。

各課税事業年度の課税標準法人税額は、一定の場合を除き、各課税事業年度の基準法人税額とされており、法人税申告書別表一(一)を使用する法人の場合、基準法人税額は、次の算式により計算した金額となります。

(算式)

$$\text{基準法人税額} = \text{別表一(一)「2」欄} - \text{別表一(一)「3」欄} + \text{別表一(一)「5」欄}$$

なお、上記の課税事業年度であっても、課税標準である課税標準法人税額がない場合には、復興特別法人税申告書を提出する必要はありません。

また、復興特別所得税の額は、復興特別法人税の額から控除することとされていますが、控除しきれない復興特別所得税の額がある場合には、復興特別法人税申告書を提出することにより、還付を受けることができます。

## 復興特別所得税の源泉徴収のあらまし (平成25年1月以降の源泉徴収)

平成23年12月2日に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成23年法律第117号)が公布されました。

これにより、所得税の源泉徴収義務者は、**平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税の法定納期限までに、その復興特別所得税を源泉所得税と併せて国に納付しなければならないこととされました。**

(注) 租税条約の規定により、所得税法及び租税特別措置法に規定する税率以下の限度税率が適用される場合には、復興特別所得税は課されません。

### 1 源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額

源泉徴収すべき復興特別所得税の額は、源泉徴収すべき所得税の額の2.1%相当額とされており、復興特別所得税は、所得税の源泉徴収の際に併せて源泉徴収することとされています。

実際には、次のとおり、源泉徴収の対象となる支払金額等に対して、所得税と復興特別所得税の合計税率を乗じて計算した金額を徴収し、1枚の所得税徴収高計算書(納付書)で納付します。

(注) 給与等に係る所得税及び復興特別所得税の源泉徴収については次の2により行います。

【源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額】

$$\text{支払金額等} \times \text{合計税率}(\%)^{(*)} = \text{源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額}^{(注)}$$

(注) 算出した所得税及び復興特別所得税の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

※1 合計税率の計算式

$$\text{合計税率}(\%) = \text{所得税率}(\%) \times 102.1\%$$

※2 所得税率に応じた合計税率の例

所得税率(%)	5	7	10	15	16	18	20
合計税率(%) (所得税率(%) × 102.1%)	5.105	7.147	10.21	15.315	16.336	18.378	20.42

※3 具体的事例：報酬・料金として888,888円を支払った場合(所得税率10%の場合)

$$\begin{array}{rcccl} 888,888\text{円} & \times & 10.21\% & = & 90,755.4648\text{円} & (\text{1円未満切捨て}) & \Rightarrow & 90,755\text{円} \\ (\text{支払金額}) & & (\text{合計税率}) & & (\text{算出税額}) & & & (\text{源泉徴収税額}) \end{array}$$

### 2 給与等に係る所得税及び復興特別所得税の源泉徴収

給与等については、平成25年分以後の源泉徴収税額表に基づき、所得税と復興特別所得税の合計額を徴収し、1枚の所得税徴収高計算書(納付書)で納付します。

(注) 平成25年分以後の源泉徴収税額表は、国税庁ホームページに掲載しています(税務署からも年末調整を行う時期に配布する予定です)。

### 3 年末調整

給与等から源泉徴収する税額は、所得税と復興特別所得税の合計額となっておりますので、年末調整も所得税と復興特別所得税の合計額で行います。

## 源泉所得税の改正のあらまし 平成24年4月

- 国税庁ホームページでは税に関する情報を提供しています。【[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)】
- 源泉所得税の納付は電子納税で!!  
e-Tax(イータックス)ホームページ 【[www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)】

平成24年3月31日付で租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成24年法律第16号)が公布され、源泉所得税関係については、次のような改正が行われました。

- 1 給与等の収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除額については、245万円の定額とすることとされました。  
この改正は、平成25年分以後の所得税について適用されます。

### (1) 制度の概要

給与所得の金額は、原則、その年中の給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した残額とされており、給与所得控除額は、給与等の収入金額に応じた一定の算式により算定することとされています。

### (2) 改正の内容

給与等の収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除額については、245万円の定額とすることとされました。

#### 【給与所得控除額(給与等の収入金額が1,000万円超の場合)】

給与等の収入金額	給与所得控除額	
	改正前	改正後
1,000万円超 1,500万円以下	給与等の 収入金額 × 5% + 170万円	給与等の 収入金額 × 5% + 170万円
1,500万円超		245万円

※  部分が改正された項目です。

(注) 上記の改正に伴い、「給与所得の源泉徴収税額表(月額表、日額表)」、「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」及び「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」が改正されました。これらの改正は、平成25年1月1日以後に支払うべき給与等について適用されます。

**2 特定の役員等に対する退職手当等に係る退職所得の金額の計算については、退職所得控除額を控除した残額を2分の1する措置が廃止されました。**

この改正は、平成25年分以後の所得税について適用されます。

(1) 制度の概要

退職所得の金額は、その年中に支払を受ける退職手当等の収入金額から、その人の勤続年数に応じて計算した退職所得控除額を控除した残額の2分の1に相当する金額とすることとされています。

(2) 改正の内容

特定の役員等に対する退職手当等(特定役員退職手当等)に係る退職所得の金額の計算については、退職所得控除額を控除した残額を2分の1する措置が廃止されました。これにより、特定役員退職手当等に係る退職所得の金額は、特定役員退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額となります。

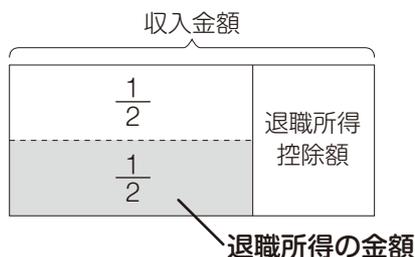
(注)1 「特定役員退職手当等」とは、役員等勤続年数が5年以下である人が支払を受ける退職手当等のうち、その役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものをいいます。

2 「役員等勤続年数」は、例えば、退職手当等の支払を受ける人がその支払者の下において退職の日まで引き続き勤務した場合には、その引き続き勤務した期間のうち、役員等(次に掲げる人をいいます。)として勤務した期間をいいます(役員等として勤務した期間に1年未満の端数があるときは、その端数は1年に切り上げます。)

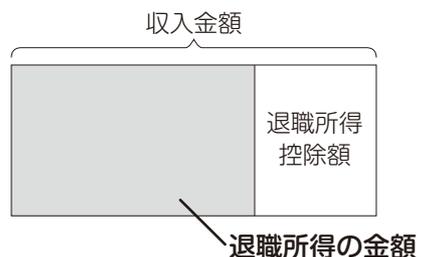
- イ 法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で法人の経営に従事している一定の者
- ロ 国会議員及び地方公共団体の議会の議員
- ハ 国家公務員及び地方公務員

**【退職所得の金額】**

○ 一般の退職手当等の場合



○ 特定役員退職手当等の場合



**3 「納期の特例」の承認を受けている源泉徴収義務者が7月から12月までの間に支払った給与等及び退職手当等から徴収した源泉所得税の納期限が、翌年1月20日とされました。**

この改正は、平成24年7月1日以後に支払うべき給与等及び退職手当等について適用されます。

(1) 制度の概要

給与等の支給人員が常時10人未満である源泉徴収義務者は、「納期の特例」の承認を受けることで給与等や退職手当等、一定の報酬等(以下「給与等及び退職手当等」といいます。)から徴収し

た源泉所得税を年2回(7月10日、翌年1月10日)にまとめて納付することができます。

また、「納期の特例」の承認を受けている源泉徴収義務者が7月から12月までの間に支払った給与等及び退職手当等から徴収した源泉所得税については、届出書を提出し一定の要件を満たすことで納期限を翌年1月20日とする「納期限の特例」の制度が設けられています。

## (2) 改正の内容

「納期の特例」の承認を受けている源泉徴収義務者が7月から12月までの間に支払った給与等及び退職手当等から徴収した源泉所得税の納期限が、翌年1月20日とされました。

これに伴い、「納期の特例」適用者に係る「納期限の特例」の制度は廃止されました。

### 【「納期の特例」の承認を受けている者の納期限】

源泉所得税の区分	納期限	
	改正前	改正後
1月から6月までの間に支払った給与等及び退職手当等から徴収した源泉所得税	7月10日	7月10日
7月から12月までの間に支払った給与等及び退職手当等から徴収した源泉所得税	翌年1月10日	翌年1月20日
「納期限の特例」の届出書を提出している者で一定の要件を満たす場合	翌年1月20日	廃止

(注) 「納期の特例」の承認を受けていない源泉徴収義務者の納期限については、改正が行われておりませんので、その源泉徴収義務者が12月に支払った給与等及び退職手当等から徴収した源泉所得税の納期限は従前どおり翌年1月10日です。

## 4 給与所得者の扶養控除等申告書等の提出を受けた源泉徴収義務者は、その申告書等を7年間保存することが法令に規定されました。

この改正は、平成25年1月1日以後に提出すべき申告書等について適用されます。

源泉徴収義務者が給与所得者等から提出を受けた次の申告書については、源泉徴収義務者においてその申告書の提出期限の属する年の翌年1月10日の翌日から7年間保存することが法令に規定されました。

(注) 税務署長から提出を求められた場合には、提出する必要があります。

### ○源泉徴収義務者が保存する申告書

- ① 給与所得者の扶養控除等申告書
- ② 従たる給与についての扶養控除等申告書
- ③ 給与所得者の配偶者特別控除申告書
- ④ 給与所得者の保険料控除申告書
- ⑤ 退職所得の受給に関する申告書
- ⑥ 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書
- ⑦ 給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書

# ダイレクト納付を 利用してみませんか

自宅やオフィスにインターネットを利用できる  
パソコンがあれば、簡単な手順で利用することができます。

電子納税に電子証明書やICカードリーダーは不要です

簡単!

★金融機関や税務署窓口に出向く必要がありません!

便利!

★期日を指定して納付できます!

★税理士が納税者に代わって納付手続を行うことが可能です!

安心!

★インターネットバンキングの契約が不要です!

★納付の結果はメッセージボックスに通知します!

## たとえばこんな使い方♪

毎月の徴収高計算書をe-Taxで送信して、その後簡単な操作でダイレクト納付! 徴収高計算書の送信も、ダイレクト納付も、電子証明書はいりません!! しかも、後日納付したい場合には、納付日を指定することで、指定した日に自動で納付できます!!!  
使ってみてね。

自宅で! オフィスで! 税理士事務所で!

どこでも申告・納税

e-Tax

国税電子申告・納税システム

社団法人 飛驒法人会

## 第57回 通常総会開催

- と き 平成24年5月23日
- と ころ 高山グリーンホテル

- 平成24年度第57回通常総会は、会員多数の出席を得て、
- ・平成23年度事業報告・収支決算報告、平成24年度事業計画案・収支予算案を承認
  - ・新公益法人制度への対応として、公益社団法人への移行を承認
- 出席会員数69社 外に委任状提出1,068社
- 来賓高山税務署長 山下俊彦氏、名古屋税理士会高山支部長 青山真琴氏から祝辞を賜り、大同生命保険(株)・AIU保険会社・アフラック各社の祝電を披露して盛会裏に終了。
- 引き続き、税理士 秋田有紀子氏による記念講演(演題「公益法人制度改革について」)により新しい公益法人制度に対する理解を深めた。
- 講演終了後、懇親会に移り交流・意見交換を展開  
本年度の懇親会は、友誼団体の飛驒青色申告会と合同開催したので、一層の盛会をみた。



講演会のようす

## 平成23年度 事業報告 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

(社)飛驒法人会は、「法人会の基本的指針」が示す、よき経営者を目指すものの団体としての認識の下、研修会などの開催により会員の積極的な自己啓発を支援し、企業経営の健全な発展に資するとともに、新公益法人制度への対応の一環として、租税教室による税知識の普及など公益目的事業にも積極的に取り組んだ。

### 1. 組織の現状

平成23年12月末における会員数は1,939社(前年同期比97社減少)で加入率は50.3パーセント(前年同期比2.2ポイント減少)となり、県平均加入率53.3パーセントを3.0ポイント下回り、依然として景気低迷の影響により会員減少傾向が進んでいる。

## 2. 事業の実施状況

### (1) 公益目的事業

青年部会・女性部会による租税教室、税を考える週間行事の税金クイズ並びに会報誌・ホームページでの税知識の普及活動に努めた。

また、講演会の開催、地域イベントへの協賛など、社会貢献事業にも取り組んだ。

東日本大震災に対する支援活動については、県下6単位会と強調して義援金を提供した。

### (2) 会員支援等事業

支部ごとに税法研修会を開催した。また、引き続きe-Taxの積極導入にも努めた結果、法人税や消費税では県下7単位会中トップの高利用率を上げている。

総会時の懇親会などの会員交流、全日本労働福祉協会による生活習慣病予防健康診断並びに生命保険3社、損害保険会社提供の福利厚生制度の推進に努めた。

## 3. 支部総会の開催状況

金山支部	6月14日	高山南支部	5月29日
下呂支部	6月4日	古川支部	6月28日
萩原支部	6月7日	神岡支部	6月18日
小坂支部	6月13日	上宝支部	6月22日
高山支部	5月14日		

## 平成23年度 収支決算報告

### ■ 収入の部

(単位 円)

科 目	予 算 額	決 算 額	科 目	予 算 額	決 算 額
基本財産運用収入	4,500	1,512	雑 収 入	1,200,500	4,057,803
特定資産運用収入	1,500	662	繰 入 金 収 入	0	87,862
会 費 収 入	13,700,000	14,244,315	特定資産取崩収入	0	100,000
事 業 収 入	150,000	398,643	当 期 収 入	21,521,700	25,655,997
助 成 金 収 入	6,365,200	6,465,200	前期繰越収支差額	3,904,583	3,904,583
補 助 金 収 入	100,000	300,000	収 入 合 計	25,426,283	29,560,580

### ■ 支出の部

(単位 円)

科 目	予 算 額	決 算 額	科 目	予 算 額	決 算 額
事 業 費	17,030,600	19,662,816	繰 入 金 支 出	0	87,862
管 理 費	5,530,700	5,014,980	予 備 費	2,458,983	0
基本財産取得支出	4,500	1,512	当 期 支 出	25,426,283	25,717,832
特定資産取得支出	401,500	950,662	次期繰越収支差額	0	3,842,748

**平成24年度 事業計画** (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

**基本方針**

(社)飛驒法人会は、「法人会の基本的指針」が示す、よき経営者を目指すものの団体として、組織の充実強化を図りつつ、税務当局と協調して、消費税期限内納税の推進をはじめe-Taxの拡大など納税意識の向上と税務研修会、会報誌・ホームページによる税知識の普及等を図り、会員の積極的な自己啓発を支援するとともに、一般市民にも参加を求めるなど、企業経営及び地域社会の健全な発展実現に努める。

公益法人制度改革への対応については、今年度中の公益社団法人への移行完了を目指すこととする。

**推進する主要事業**

「公益目的事業」

1 租税教育等事業

- ①租 税 教 室 ②税の絵はがきコンクール ③税金クイズ(税を考える週間行事)
- ④税務研修会 ⑤広報誌・ホームページによる税情報の提供

2 社会貢献事業

- ①時局講演会 ②地域イベント協賛 ③社会福祉団体等への寄付

「会員支援事業」

- ①福利厚生事業 ②健康診断

**平成24年度 収支予算**

■ 収入の部

(単位 円)

科 目	予 算 額	前年予算額
基本財産運用収入	1,000	4,500
特定資産運用収入	1,500	1,500
会 費 収 入	13,000,000	13,700,000
事 業 収 入	55,000	150,000
助 成 金 収 入	6,242,549	6,365,200
補 助 金 収 入	100,000	100,000

科 目	予 算 額	前年予算額
雑 収 入	1,350,500	1,200,500
繰 入 金 収 入	21,619	0
当 期 収 入	20,772,168	21,521,700
前期繰越収支差額	3,842,748	3,904,583
収 入 合 計	24,614,916	25,426,283

■ 支出の部

(単位 円)

科 目	予 算 額	前年予算額
事 業 費	17,384,630	17,030,600
管 理 費	2,946,070	5,530,700
繰 入 金 支 出	21,619	0
基本財産取得支出	1,000	4,500

科 目	予 算 額	前年予算額
特定資産取得支出	390,000	401,500
予 備 費	0	2,458,983
次期繰越収支差額	3,871,597	0
支 出 合 計	24,614,916	25,426,283

## 第28回

# (社)岐阜県法人会連合会通常総会開催

●と き 平成24年6月7日

●と ころ 岐阜グランドホテル

- 名古屋国税局課税第二部長永田寛幸氏はじめ来賓多数を迎えて盛大に開催
- 平成23年度事業報告、平成24年度収支予算など満場一致で承認可決
- 一般社団法人認可申請と定款並びに諸規程制定など承認可決
- 役員補充選任(青年部会長等の交代に伴う)について原案通り承認
- 功労者表彰として、全法連会長・県連会長から表彰状の贈呈(敬称略)



### 全法連会長表彰(飛驒法人会の受賞者)

(敬称略)

常任理事 鍋島 道雄 (株)鍋島商店  
理 事 向井 鉄也 (株)紀 文

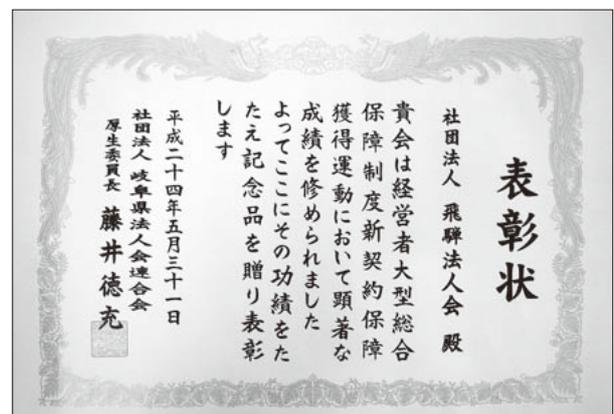
### 県連会長表彰(飛驒法人会の受賞者)

常任理事 下町 和夫 (有)下町自動車  
理 事 新谷 尚樹 (株)高山グリーンホテル  
理 事 林 誠 飛驒建設(株)

## 福利厚生事業関係報告

### 経営者大型総合保障制度の推進事業

経営者大型総合保障制度の推進事業大同生命保険(株)を中心に進められている「経営者大型総合保障制度」の推進について、「新規企業数」で目標達成率100%、「新契約保障金額」で目標達成率114.4%と顕著な成績に対して県連厚生委員長から表彰されました。



# 休憩室

## 朝日町・高根町から見る 「高山市の地域産業資源」 乗鞍岳・御嶽山

高山市には、岐阜県が認定した地域産業資源（観光資源・農林水産物・鉱工業品）がたくさんあります。

その中で今回は、観光資源に認定されている朝日町・高根町から見える「乗鞍岳・御嶽山」をご紹介します。

### ☆ 乗鞍岳 ☆

飛驒山脈（北アルプス）南部の剣ヶ峰（3,026m）を主峰とする山々からなる総称。

### ☆ 御嶽山 ☆

岐阜県と長野県にまたがり、乗鞍火山帯の最南部に位置する標高3,067mの複合成層火山であり、独立峰である。

#### 【A地点 朝日町甲から見える乗鞍岳】



高山市街から美女街道を経て旧ブリ街道が通る朝日町に入ると優美な乗鞍岳が見えます。

#### 【B地点 御嶽鈴蘭高原から見る乗鞍岳】



東に男性的で力強い御嶽山、北に女性的で優美な乗鞍岳の姿が眺められます。

#### 【C地点 高根町子ノ原高原から見る乗鞍岳】



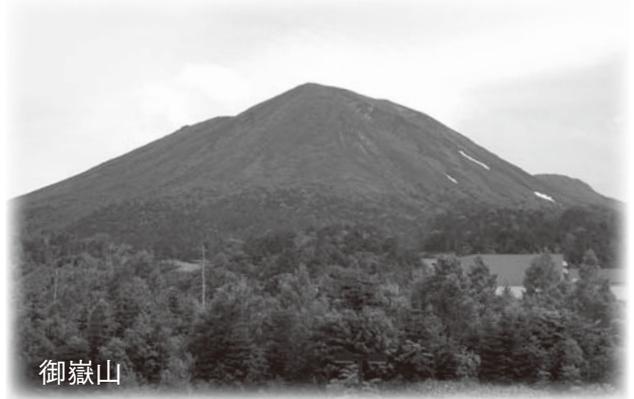
標高1,600mの高原は、夏でも涼しくここから見る乗鞍岳は眺望が楽しめます。また、県指定天然記念物のレンゲツツジ・マツムシソウや亜高山帯の植物が自生し、貴重な自然が横たわっています。

【D地点 チャオ御岳リゾートから見る乗鞍岳と御嶽山】

標高1,800mから見る乗鞍岳は、一際景観が素晴らしく、大パノラマが堪能出来ます。  
また、飛騨御嶽尚子ボルダールoadが隣接しています。



乗鞍岳



御嶽山

【E地点 高根町日和田高原から見る御嶽山】



日和田高原は、標高1,300mに広がる高原の里です。御嶽山・継子岳は、すっきりとした円錐形をしています。

ここから眺めるときれいな富士山型に見え、日和田富士と呼ばれています。

【B地点 鈴蘭高原カントリークラブから見る御嶽山】



標高1,300mの鈴蘭高原カントリークラブから眺める御嶽山は、男性的で力強く感じられます。また、北側には、女性的で優美な乗鞍岳が眺められます。

北アルプスを望むゴルフコースは、開放感溢れる空間で、大自然を満喫出来ます。



◀周辺地図

## 事業所訪問

### 第三セクター (株)ねっとかわい

#### 概

#### 要

代表者：代表取締役 中畑 広一

所在地：飛驒市河合町角川350-1

設立：平成11年

資本金：1億円

従業員数：常勤社員14名、

パート・アルバイト約100名

事業内容：宿泊、飲食、入浴施設、

キャンプ場、多目的交流施設

#### 対

#### 談

**ききて** 今日はお忙しいところ、急にお邪魔しましたが、よろしく申し上げます。市の指定管理施設として河合町内にある多くの施設を運営されておりますが、どのような施設を管理しておられますか。

**社長** 入浴施設ゆうわ〜くはうす、ばら園、人工河川なかんじょ川、よ〜らん館、宿泊施設としてYuMeハウス、やまびこ館、ア



スク山王、多目的交流施設の友雪館、雪姫、そして飛驒かわいスキー場の9施設がございます。

**ききて** 管理してみえる施設の中で特にアピールしたい箇所を紹介してください。

**社長** どの施設もご紹介したいのですが、今の時期見ごろな場所は、「香愛ローズガーデン」です。現在1,300種類で約5,000株ございまして、河合町の気象条件の朝晩の寒暖の差を生かし色の鮮やかさや、香の良さなどは、ばら愛好家に好評です。開園して今年で8年目、いよいよ株も大きくなっており今が見ごろです。

レストランでは、モーニングサービス(午前9時30分から正午まで)をリニューアルし、手づくり野草パンを始めました。また、バラの香りのシフォンケーキやヨーグルトムース(バラジャム付き)などケーキセットの新メニューも好評です。

次にご紹介したい施設は、宿泊施設YuMeはうすで提供しております「河ふぐ料理」です。本物の「ふぐ料理」にも劣らずメニューは豊富でグルメの中では大好評です。隣接する友雪館は、体育館や会議室など多目的施設として利用可能です。稼働椅子(308席)もありコンサートなどイベントに最適です。



▲香愛ローズガーデン

ききて 社長さんが日頃特に心掛けてみえることは为什么呢。

社長 会社の基本理念として、おもてなしの心と笑顔でありさつを掲げ明るい職場づくりに努め従業員一丸となって頑張っております。また、昨年は、東日本大震災の影響もあり、消費を控えるなどで、当社の収入も大変厳しかったことから、今年は誘客に力を入れております。また、経費削減にも積極的に推し進めております。今年も、目標値として電気料を約15%削減を上げております。

ききて 飛驒市の観光客が年々減少気味とお聞きしておりますが、御社ではどうでしょうか。

社長 昨年は、非常に厳しい年でありました。入浴施設ゆうわ〜くはうすの場合ですと、前年度より約3,000人減っております。そこで、今年も、8月から1日を風呂の感謝



▲ゆうわ〜くはうす

デーとして、ロッカーにサプライズプレゼントや食事100円引きなどを考えおります。

2階のレストランでは、特にビックなカツ定食が好評です。また、水曜日はバイキング料理をおこなっております。

ききて 最後に読者の皆様にPRしたいことを一言でお願いします。

社長 冬期間は、飛驒かわいスキー場のご利用をお願いしたいです。当スキー場は、天然雪100%、豊富な雪とサラサラパウダースノーで、初心者や子供連れにもやさしいゲレンデです。

河合町には1年を通して豊富な資源がたくさんございますし、当社が管理しております施設も多種多様なものがあります。ぜひ一度お越し下さい。「百聞は一見にしかず」です。満足いただけるよう従業員一同お待ちしております。

ききて 本日はありがとうございました。



▲河ふぐ料理

(ききて・かきて 安達)



## 高山支部 女性部会研修旅行

6月29日から1泊で福田あづさ様のご尽力で財務省を見学。  
 昭和59年7月～60年7月まで田中一穂様(現理財局長)。  
 昭和62年7月～63年7月まで佐川宜寿様(現復興庁審議官)。  
 平成8年7月～9年7月まで馬場健様(現財政投融資企画官)。  
 上記の方々、各1年毎に税務署長として勤務されました。  
 その3人のお方が待っていて下さり、(佐川様は一瞬の間で、  
 名刺をいただきご挨拶するひまもないくらいでした。)田中様  
 とは27年、馬場様とは15年の歳月を忘れるくらい親しくお  
 話し下さり、感激しました。局長の部屋には古川のお越し太鼓の写  
 真が掲げてありました。



福田あづさ様には法人課税課課長補佐として活躍。お若いのにきびきびとして若い男性の部下も礼儀正しく対応して下さったことは皆さん講演を聴くだけでなくこれが勉強だと思いました。

佐々木清隆様、川嶋真様、山西雅一郎様にはお仕事の都合でお会いできなかったのが残念ですが、皆様国のために最高の頭脳で働いて下さることに感謝し、お身体には充分ご注意下さることを念じて帰って参りました。

## 高山支部 テレビアニメ「氷菓」の経済波及効果が21億円

岐阜県出身の作家、米澤穂信氏の原作の推理小説・古典部シリーズをアニメ化した作品「氷菓」が放映されています。この作品は高校生活におけるちょっとした出来事の謎を解いていくという内容で中高生を中心に高い人気を誇っていますが、舞台のモデルが高山市ということもあり、アニメのロケ地を旅するアニメツーリズム(俗に言う聖地巡礼)が話題になっています。このたび十六銀行より、「氷菓」の聖地巡礼による経済波及効果が発表されました。



「氷菓」による高山市等への入込客数を年間15万人と想定、「岐阜県観光レクリエーション動態調査結果」(岐阜県観光・ブランド振興課)、「旅行・観光消費動向調査」(国土交通省観光庁)等により観光消費額を推計し、岐阜県総合企画部統計課より提供されている「平成17年(2005年)岐阜県産業連関表による経済波及効果分析システム(Ripple)で分析、その結果、最終需要増加額(観光消費額)は約18億円、このうち、岐阜県内における需要額すなわち直接効果は約13億円、波及効果を含めた総合効果は約21億円となりました。

「氷菓」聖地巡礼による経済波及効果

	直接効果 1,340百万円	1次効果 504百万円	2次効果 261百万円
	総合効果 2,104百万円		
内 訳	中間投入 877百万円	租付加価値 1,227百万円	雇用者所得 592百万円 → 就業誘発効果 244人

## 金山支部 「濃飛横断自動車道」金山一下呂間の5.1キロ開通

さる7月24日に開通したのは、下呂市金山町岩瀬一下呂市保井戸の5.1キロの区間で、幅6.5メートルの対面通行です。

県管理道路では最も長い「ささゆりトンネル」(4,877メートル)があります。この日は、ささゆりトンネル下呂側入り口付近で開通式典が催され、関係者ら170人が出席しました。これにより、下呂温泉方面から岩屋岩陰遺跡や岩屋ダムへの所要時間が大幅に短縮されることとなり、春には八坂湖畔の桜も気軽に楽しむことができます。

また、岐阜方面からの場合も岩屋ダム周辺の観光をしてから、下呂温泉へ向かう時間が短縮されるなど、交流人口の増加が期待されています。



## 神岡支部 中河与一作「天の夕顔」朗読劇開催 (主演：原田 美枝子・山口 馬木也)

神岡商工会議所創立60周年を記念して、神岡町山之村を舞台に21歳の青年が7つ年上の女性に思いを寄せ、相手の女性が亡くなるまでの23年間の愛を描いた物語＝「天の夕顔」の朗読劇を開催します。原作「天の夕顔」は昭和13年に発表され、ゲーテの『若きウェルテルの悩み』に比較される浪漫主義文学の名作として各国語訳され、西欧諸国でも高い評価を獲得しています。戦後、英語、フランス語、ドイツ語、中国語など6ヶ国語に翻訳され、アルペールカミュから激賞された作品です。妻であり母であることを守る女性とそれを尊重する青年の『克己』を強く描くこの小説を朗読劇化することで人と人とのつながりが希薄だといわれる現代社会に『克己』というものを表現し、だからこそ得られた神聖さや美德、深遠な人間関係は普遍的な真の幸福であることを再認識したいと考えています。

主演の女性役には、昭和61年に映画「火宅の人」で第10回日本アカデミー賞最優秀助演女優賞を受賞し、平成10年には「愛を乞うひと」で第22回日本アカデミー賞最優秀主演女優賞を受賞するなど映画・舞台・テレビに多数出演し、活躍している原田美枝子氏。男性役には、平成10年にデビューし、その後「坂の上の雲」、「水戸黄門」に出演するなど、時代劇を中心に舞台やテレビで活躍している山口馬木也氏が決定しました。

お誘いあわせの上、ぜひご来観ください。



上演日 平成24年9月1日(土) 1回目13:00～ 2回目16:00～

料金 前売券3,000円 当日券3,500円(全席自由)

販売所 平成の芝居小屋船津座・神岡商工会議所・飛驒市文化交流センター

お問合せ 船津座実行委員会：TEL／0578-83-0151 天の夕顔実行委員会：TEL／0578-82-1130

## 青年部会だより

### 第35回 岐阜県下法人会青年部会連絡協議会の開催計画

主管法人会 (社)中濃法人会青年部会

日 時 平成24年10月23日(火)  
午後1時から

場 所 シティホテル美濃加茂



2012.6.29 東海法人会青年部会

- 協議会内容
- 1 テーマ 「租税教育活動の今後の展開を考える」  
(分科会で協議)
  - 2 記念講演 講師 西村貴好氏(有限会社C's代表取締役)  
演題 褒める人だけが知っているダントツ！繁盛法則

参加者 各単位会から8名程度、来賓を含め100名

### 法人会青年部会による租税教育活動の現状等

平成20年開催の全国青年の集い長崎大会において活動事例発表と表彰が行われ、以後、法人会の基本理念「税知識の普及、納税意識の高揚」の下、全国各地で積極的に推進されています。

飛驒法人会では、平成21年に高山支部青年部会が国府小学校と岩滝小学校に於いて租税教室を開催し、以後、毎年開催しています。

そして、平成23年度は、小坂支部と萩原支部の青年部会合同で、尾崎小学校に於いても開催するに至りました。

今年度は、殆んどの支部青年部会に於いて開催の計画があります。

飛驒法人会青年部会連絡協議会として、高山税務署の法人課税第一部門統括官と岐阜北税務署広報公聴官を講師に招き、8月21日に講師養成のための研修会を開催します。

公益社団法人へ移行を目指している当会は、公益目的事業の重要な柱と捉えて、児童等に対する租税教育活動を推進します。



## 女性部会だより

### 第31回 岐阜県下法人会女性部会連絡協議会の開催計画

主管法人会 (社)中津川法人会女性部会

日 時 平成24年10月18日(木) 午後1時30分から

場 所 恵那峡グランドホテル

- 協議会内容
- 1 テーマ 「地域に生かす法人会女性部会の取組み」  
各単位会から取組み状況等発表
  - 2 記念講演 講師 落語家 笑福亭三喬 氏  
演題 上方落語にみる女性像

参 加 者 会員、来賓併せて180名

### 飛驒法人会女性部会の地域社会貢献活動の状況

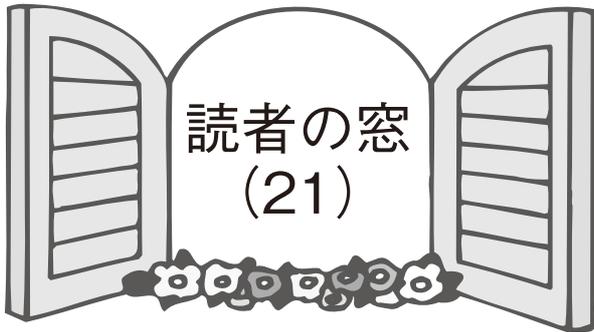
飛驒法人会女性部会では、社会貢献活動の一環として小学校において租税教室を開催していますが、今年度は、福祉施設への奉仕活動にも取り組むこととして、6月5日高山市新宮町の老人ホーム「新宮園」で窓拭き作業に従事しました。

参加者は11人で、1時間にわたり入園者とことばを交わすなどしながら、廊下や個室の窓ガラス拭きに汗を流しました。

また、入園者に利用してもらおうと清拭布を多数寄附しました。

女性部会は、全国の女性部会で実施している今夏の節電運動「いちごプロジェクト」にも参加するなど、引き続き自分たちにできる社会貢献活動に取り組んでいくこととしております。





このコーナーは、読者の皆さんのコーナーです。  
税金への色々な主張・ご意見・アイディア・気の利いた  
写真等を広く会員のみな様より投稿していただきたく、多  
くの投稿をお待ちしています。

投稿は(社)飛驒法人会まで、FAX・Eメールにてお願いし  
ます。

FAX 0577-33-1093

E-mail info@hida-hojinkai.jp

## 閉塞感

高山市 T.E

売上は10年前に比べ半減、赤字が連続し給与削減やリストラによる人件費の削減、金融機関の借入はなかなか減らず多額の自己資金を会社に投入、そのような中小企業が現在決してめずらしくない。

国の借金も膨大であり、歳入と歳出のバランスはくずれ、借金を返すために借金をしなければならず、危機的状況といえる。

昨年の3.11の国難で原発等いろいろな問題が噴出し、国も社会も根本的な変革が必要であり、またそのような動きが出てくるだろうと思っていたが、1年が経過した今何も変わっていないような気がして、先行きの見通しの困難さと閉塞感が増すばかりである。

そういった中での消費税増税・相続税の見直し等税制改正である。

必要なものは必要なのであろうが、どれだけ税があれば足りるのか、果たして何に使われるのか、政治的混乱の中で不透明さは正直ぬぐいきれないものがある。

国も企業もその担い手である個人もこの先、生き残るためには明確な方向性とそれを実現する強い意志が不可欠のはずだ。

明治維新のときのようにそれを担うサムライが今日本にはいるのだろうか。

## 税なう

下呂市 A.H

消費税増税でもちきりです。日本の将来、子供たちの将来に不安を抱くのは私だけでしょうか。

消費税を10%まで引き上げた場合、約12兆円の税収増が見込めるそうですが同時に個人消費の額は減り、デフレと更なる不景気が加速し企業倒産、失業の増加、さらには問題視されている生活保護受給の増加は避けられないのではないのでしょうか。

おいおい、どうなる日本。

つい最近のことでは自動車税。

私の車は1996年製。つまり新車登録から13年を超えたクラシックカーにもなれないボンゴロ車。(愛着があるんですけどね 笑)グリーン化税制に基づき10%が増税されました。

小さい頃から教え込まれた、今もこれからも子供たちに教えていく勿体ない、大切心、どうなってしまったんでしょうか。

どんどん新車に買い替える、ということでしょうか。正直な話、作る時点でCO<sub>2</sub>などは排出しますし、廃棄処理するに当たってCO<sub>2</sub>等は排出するのですから、それなら無理に廃車するより長く乗った方が環境面ではいいですし、経済対策と言っても、これだけのデフレなのですからおいそれと買い換えるのも難しいかと思えます。

一部の業界だけが優遇されるエコカー補助金にエコカー減税、そしてグリーン化税制で古い車を締め上げて新車を買わせる。それが景気回復になるのでしょうか。そんなに簡単に日本の景気がよくなるのでしょうか。

こんなことに税金を投入するなら、もっと使わなければならないところがあると思うのは私だけでしょうか。

今の倍稼げる人になるか、今の半分しか使わない人生を送るか…。

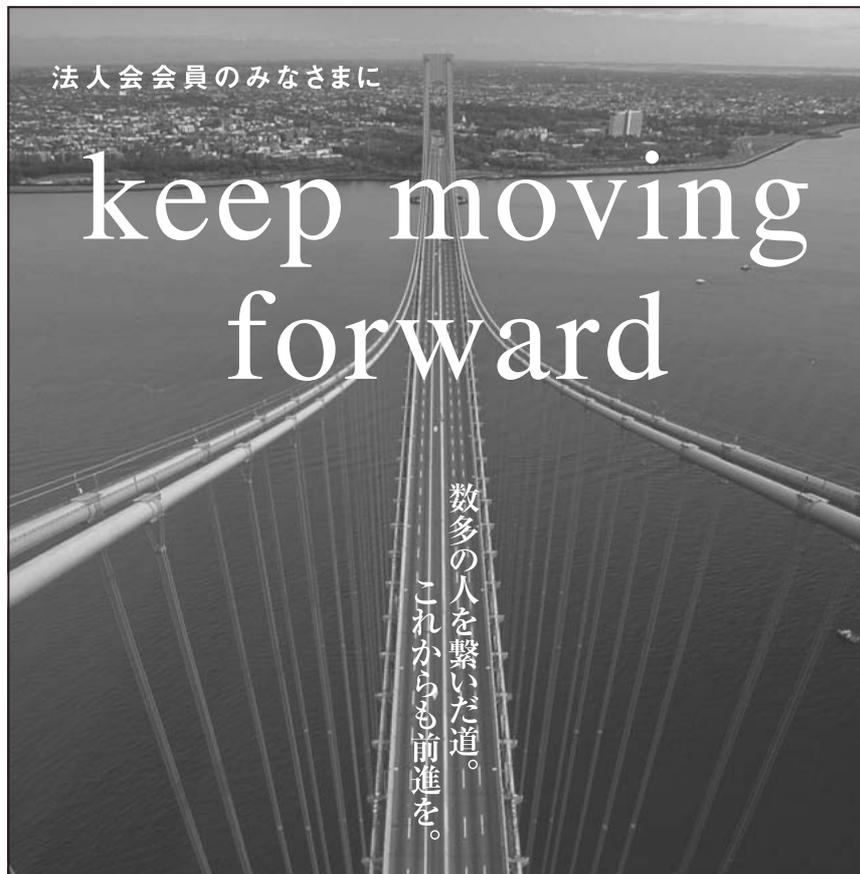
## 地域を思う

下呂市 K.K

ご縁を頂いてとある町の商工関係の職に就いて数ヶ月が経った。昭和30年代はじめまでは活況を呈したこの町もご多聞にもれず衰退の一途だと言う。かつては基幹産業だった木材関係、観光事業、建設・土木業など廃業や事業撤退が続く。商店街はシャッターが閉まり、残っている営業店でも販売不振や後継者問題など課題山積だ。

駅も無人化、利用者も減った。かつての町役場は合併で振興事務所となり機能も変貌した。人口減少、高齢化に歯止めがかからない。合理化や競争で淘汰された地域の課題は大きくて重い。「いったいこの地域はどうなってしまうんだろう」よく聴く生活者の声だ。

経済の停滞や類を見ない急激な高齢化、社会保障の負担増、為政者のネガティブな話はもう沢山。聞き飽きた。都会ではなくてもひそやかな夢や誇りをもって働ける町づくりにがんばっている人、この地域を愛し、何とか元気を取り戻そうと困難に立ち向かっている人たちにももっと真剣に光を当ててくれるなら、私は消費税の税率が高いなんて今後一切申しません。



法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう  
企業保障の  
大きな傘を

これからも  
企業の繁栄を  
サポートしつづける  
経営者大型総合  
保障制度です。

< 制度取扱会社 >

**DJIDO** 大同生命

岐阜支社/岐阜市吉野町6-16  
TEL 058-262-5141

**AIU** 保険会社  
エイアイユー インシュアランス カンパニー  
http://www.aiu.co.jp/

岐阜支店/岐阜県岐阜市吉野町6-16  
(大同生命広瀬ビル7F) TEL 058-262-4771

◎ご検討・ご契約にあたっては、設計書  
(契約概要)・注意喚起情報・ご契約の  
しおり 約款を必ずごらんください。

## 事務局だより

### 講演会開催のお知らせ(速報版)

- と き 平成24年11月9日(金)午後7時
- ところ 高山市民文化会館小ホール
- 講 師 仙台市、福聚山慈眼寺 住職

しおぬま りょうじゅん だいあじやり  
塩沼 亮潤 大阿闍梨

略歴等

- 昭和43年 宮城県仙台市生まれ
- 昭和62年 吉野山金峯山寺で出家得度、修行と研鑽の生活に入る
- 平成3年 大峯千日回峰行 入行
- 平成11年 大峯千日回峰行 満行 吉野山金峯山寺1300年の歴史で2人目
- 平成12年 四無行 満行
- 平成18年 八千枚大護摩供 満行

入場は無料で、どなたでもお聴きいただけます。お誘い合わせの上、お出掛け下さい。

### 編集後記

■残暑お見舞い申し上げます。毎年のことながら夏の暑さは厳しいものです。わかってはいるのについつい愚痴が出ます。冷房にも頼りますが本当に原発は必要なのでしょうか、熱中症になっては元も子もありません

が、無理の無い節電はやってみても良いのではないのでしょうか。

■高山税務署は7月10日付にて人事異動がありました。署長さんを初め多くの署員の方々が異動されました。新署長の藤原茂由さんは有名な薄墨桜の本巢市根尾のご出身です。よろしくご指導をお願いします。「飛驒法人会だより」担当の上席調査官 後藤学さんをご留任にて続いてご指導をいただきます。

■読者の窓での指摘にもありますが、消費税の増税法が成立しました。国民としての税に対する基本的な覚悟をしなければいけない時に来ているような気がします。どしどしご意見をお聞かせください。

■「飛驒法人会だより」の表紙掲載写真は、今月初めて推薦された小鳥さんの「ダナ高原のそば畑」を掲載することができました。今後とも自薦他薦どちらでも結構ですので、どしどし応募してください。お願いします。(M.N)

平成24年8月 社団法人 飛驒法人会 広報委員会

鍋島道雄	新井 雅	安達康重	青木秀幸	説田三郎	西本 勝
中田昭彦	下本一伸	住 宏夫	追分英輔	長瀬栄二郎	奥田龍生
南 悦子	北村教子	山下和子	松井多美子		